

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へ（お知らせ）

生活保護法における診療報酬明細書等の開示依頼があった場合は、本人（又はその代理人）からの依頼のときは診療上の支障が生じないこと等を確認のうえ、遺族（又はその代理人）からの依頼のときは本人の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認のうえで、開示しているところであります。

「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

1 開示依頼ができる方

開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示依頼を行う診療報酬明細書等に記載されている被保護者（被保護者であった方を含む）
- (2) (1)の方が死亡している場合は、(1)の方の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる方（祖父母、孫）
- (3) (1)又は(2)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (4) (1)又は(2)の方が開示依頼をすることにつき委任をした弁護士

2 開示依頼に当たって必要な書類等

区の保健福祉センター生活保護業務主管課へ、開示依頼ができる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きをしてください。

- (1) 診療報酬明細書等の開示依頼書
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおりに）

3 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示依頼をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4 指定医療機関等に対する照会等

＜被保護者等からの開示依頼の場合＞

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該指定医療機関等に、被保護者（被保護者であった方を含む）の診療上支障が生じないことを事前に確認する必要があります。

したがって、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

＜遺族等からの開示依頼の場合＞

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該指定医療機関等に、被保護者（被保護者であった方を含む）の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないことを事前に確認する必要があります。

したがって、開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

5 診療内容に係わる照会

区保健福祉センターでは、診療内容についての照会にはお答えできませんのでご了承ください。

6 開示（交付）の事務処理

- (1) 開示（交付）までの所要日数は、大阪市個人情報保護条例に準じます。
- (2) 開示（交付）は、「診療報酬明細書等の開示依頼書」で指定された方法により行います。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

7 その他

- (1) 診療報酬明細書等は、指定医療機関等が診療に要した費用を請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、開示できないことをご了承願います。
- (3) 開示依頼があった調剤報酬明細書を開示する場合においては、指定調剤薬局へ事後的にお知らせすることについてご了承願います。

「診療報酬明細書等開示依頼書」の提出の際
開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類

【表】

運転免許証、運転経歴証明書、写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカード、
旅券（パスポート）、身体障害者手帳、特別永住者証明書、在留カード、
その他の公的機関が発行する顔写真付きの証明書

【表以外に必要な書類】

開示依頼をされる方が
・被保護者本人の場合（被保護者であった方を含む）
・遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫等）

- 1 婚姻等のため、開示依頼書の提出時の氏名と開示依頼する診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類
- 2 遺族の場合は、当該被保護者（被保護者であった方を含む）の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類
（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）
(1) 戸籍謄本（抄本） (2) 住民票（除票） (3) 死亡診断書

開示依頼をされる方が
・被保護者本人（被保護者であった方を含む）が、未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合
・遺族が、未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

上記 1 及び 2 のほか、次の書類も必要です。

- 3 被保護者本人（被保護者であった方を含む。）又は遺族が、未成年者又は成年被後見人であること、及び開示依頼をされる方が親権者若しくは未成年者後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）
(1) 戸籍謄本（または抄本） (2) 登記事項証明書 (3) 家庭裁判所の証明書
(4) その他法定代理関係を確認し得る書類（保佐人・補助人を除く）

開示依頼をされる方が
・被保護者本人（被保護者であった方を含む。）が、開示依頼につき委任をした弁護士の場合
・遺族が、開示依頼につき委任をした弁護士の場合

上記 1 及び 2 のほか、次の書類も必要です。

- 4 弁護士記章及び登録番号の提示かつ当該弁護士に係る法律事務所の名称及び住所等の記載のある日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書等。
なお、身分証明書等がない場合は弁護士の氏名等を上記の表に掲げる書類で確認します。
被保護者本人（被保護者であった方を含む）又は遺族から診療報酬明細書等の開示依頼及び開示を受けることに関する委任があることを確認できる次の書類
（開示依頼をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）（2 点とも必要）
ア 被保護者本人（被保護者であった方を含む）又は遺族の署名・押印のある診療報酬明細書等の開示依頼及び開示を受けることにかかる「委任状」
イ 委任状に押印された印の印鑑登録証明書